

箕面学園高等学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に関する本校の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものであり、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせるものである。まさに人権に関わる重大な問題である。

いじめ問題への対応は、学校における重大な問題であり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となり組織的に対応することが必要である。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、

- (1) いじめは絶対に許さない。
- (2) 対等で豊かな人間関係を築く。
- (3) 学校全体で取り組む。

を柱として、いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に「いじめ」について規定しているが、具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3. いじめ防止のための組織

- (1) 名称
「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員
校長・教頭・教務部長・生徒指導部長・人権担当主査・各学年主任・総務部長
進路指導部長・企画情報室長・養護教諭・職員会議議長団代表
- (3) 本校では、平成25年度まで、いじめを含む生徒指導上等の問題は、「生徒指導小委員会」で全て対処してきた。
平成26年度から「生徒指導小委員会」より「いじめ」に関わる事案について報告を受け、必要に応じて「いじめ対策委員会」にて対処する。

注:「生徒指導小委員会」の構成員 校長・生徒指導部長・各学年主任

- (4) 役割
 - ① 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ② いじめの未然防止
 - ③ いじめの早期発見

- ④ いじめへの対応
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画の進捗のチェック
- ⑦ 取り組みの有効性の検証
- ⑧ いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

基本方針に沿って、以下の通り実施する。

月	年 間 計 画	月	年 間 計 画
4月	第1回いじめ対策委員会 (年間計画・問題行動調査結果を共有) 相談窓口の周知(保護者・生徒) 生徒状況の把握集約 「学校いじめ防止基本方針」HR 人権HR(いじめを考える)	9月	上半期いじめ状況調査
		10月	体育祭 保護者懇談会
5月	球技大会 保護者懇談会	11月	文化祭 第3回いじめ対策委員会 (状況報告と取り組みの検証)
6月	学年デー	12月	アンケート実施 アンケート回収 保護者懇談会
7月	アンケート回収箱設置 アンケート実施 (安全で安心な学校生活を過ごすために) 第2回いじめ対策委員会 サマーキャンプ	1月	
		2月	第4回いじめ対策委員会 (年間の取り組みの検証)
8月	サマーセミナー 教員校内研修会	3月	

5. 取り組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会は、年4回実施する。
取り組みが計画通りに進んでいるか検証する。
必要に応じて、学校基本方針や計画の見直しをする。

6. いじめ防止の基本的な考え方

- (1) いじめの未然防止は、学校が人権を尊重する教育を徹底して行う。また、人権尊重の環境づくりをする。
- (2) 生徒に、人権への理解と人権感覚を育てる学習活動をさせる。

7. いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめの共通理解を図り、教職員は常に情報を共有し、迅速な対応をする。
- (2) 学校や家庭は、小さな変化を見逃すことなく、いじめを受けた時は、生徒が申し

出やすい環境づくりをする。

- (3) わかりやすい授業づくりを行い、丁寧な人権教育を行い、対等で豊かな人間関係を築き、一人ひとりが活躍しやすい集団づくりのために、学校全体で取り組みをする。

8. いじめの早期発見についての基本的な考え方

- (1) 小さな変化を見逃さない。
(2) 情報を共有し、迅速に対応する。

9. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法
① 定期的なアンケート
年2回と、必要に応じて実施する。
② 定期的な教育相談
毎学期の保護者懇談会
③ 定期的なスクールカウンセリング・・・毎月（数回）
(2) 教育相談等の個人情報について
秘密厳守

10. いじめ事象に対する基本的な考え方

- (1) いじめを受けた生徒へのケア
① 仲間からの励まし。
② 教職員、保護者の支援。
③ 人間的な信頼回復のきっかけをつかむ。
(2) いじめ行為をした生徒への指導
① いじめた当事者に自分の行為の重大さを認識させる。
② 心からの悔い、相手に謝罪する気持ちにさせる指導。

11. いじめ発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめの疑いがある場合
① ささいな兆候でも、いじめの疑いがある場合は、早い段階から関わる。
② いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で遊びや悪ふざけの行為を止めさせる。
③ 生徒・保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
④ いじめられた生徒や、いじめを知らせた生徒の安全を確保する。
(2) 教職員は、一人で抱えこまず、学年主任や管理職に報告し「いじめ対策委員会」と情報を共有する。
(3) 事実確認の結果いじめが認知された場合、管理職が事案を、学校設置者や大阪府知事に報告し相談する。
(4) 被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問等によって直接会って丁寧に行う。
(5) いじめが犯罪行為と認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。
尚、生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じる場合は、所轄警察署に通報し援助を求める。

12. いじめられた生徒・保護者への支援

- (1) いじめられた生徒にとって、信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し「いじめ対策委員会」が中心になり対応する。
(2) いじめられた生徒が、教育を受けられる環境を確保する。
(3) いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
(4) 状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応する。

13. いじめた生徒・保護者への指導と助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせる。いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。
(2) いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求め助言を行う。
(3) いじめた生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。又、生徒が抱える問題やいじめの背景にも目を向けさせ、当該生徒の人格の発達に配慮する。
(4) 指導にあたり、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て組織的に再発防止の措置をとる。

14. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していた生徒にも、自分の問題として捉えさせる。
(2) いじめが認知された際、学校の課題として問題の解決を図る。
① 担任が中心となって、生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をする。
② 認知されたいじめ事象について、家庭等の背景を理解し、学校の人権教育の課題とつなげ、教訓化する。
③ 球技大会・体育祭・文化祭・学年デー等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会であり、生徒が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくように支援する。

15. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合
① 学校は、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。
② 「いじめ対策委員会」で対応を協議する。
③ 関係生徒から聞き取り等の調査をして、生徒が被害にあった場合のケア等の必要な措置をとる。
(2) 書き込みの対応
① 削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重し、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。
② 書き込みの削除や書き込んだ者への対応は、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄の警察署等、外部機関と連携して対応する。
③ 情報モラル教育を推進する。
教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や、「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

16. その他

- この「いじめ防止基本方針」は、「いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に応じて修正を加えるものとする。

箕面学園高等学校 いじめ防止基本方針 別冊 重大事態への対処

1. 重大事態の意味

いじめ防止基本推進法 第28条には、「学校又は学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態」として以下の場合が記されている。

(1) 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を被った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は、これに関わらず学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

2. 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに学校設置者に報告し、学校設置者は知事に事態発生について報告をする。

私立学校→学校法人→知事

いじめが原因と疑われる重大事態の発生報告書

- (様式1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- (様式2) 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

3. 調査の主体と組織

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校が設置している「いじめ対策委員会」が調査を行う。

学校法人は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(2) 学校設置者が主体となって行う場合

学校主体の調査では、必ずしも十分な結果が得られないと判断される場合

①重大事態への対応

②同種の事態の発生の防止

③学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

4. 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告する。学校が主体となって調査を実施した場合は、学校の設置者を通じて知事に報告する。また、学校の設置者が主体となった場合も、学校設置者が知事に報告する。

私立学校→学校法人→知事

また、学校又は学校設置者は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明をする。

5. 知事による再調査等

(1) 再調査の方法

① 上記4項の調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行う。

② 再調査は、公平性・中立性をはかるために「大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会」を設置して行う。

③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

私立学校に対して、知事は再調査の結果を踏まえ、私立学校法の規定等に定める権限に基づき必要な措置を講じる。